



KAMIKAWAJI

上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

■支店 名山町鹿児島ビル事務所



第313号

代表

上川路 長生

ごあいさつ

鋼鉄之女

長い夏が過ぎ短い秋が深まり、急速に冬が近づいています。地球温暖化によって、夏と冬の二季化が進んでいます。スーパーの鮮魚売り場に並ぶ主役の秋の風物詩サンマ（秋刀魚）は大きく太って脂の乗りも上々で、価格も手頃のようです。秋の行楽シーズンを迎えて、クマとの遭遇を毎日ニュースで伝えています。露天風呂の清掃中の人々が襲われたり、キノコ狩りの人が行方不明になったりなどの危険が身近に頻発して、北海道・東北各地の人々の日常を脅かしています。相次ぐ『緊急銃撃』の異常の秋となりました。

与野党連立をめぐる政局が混沌とする中で、1994年に自民・社会・新党さきがけの連立政権で第81代総理を務めた村山富市さんが、101歳で亡くなりました。立派な眉毛と温和な人柄で広く国民に愛されました。戦後50年に当たり発表した首相談話では、先の大戦を踏まえ『痛切な反省と心からのおわびの気持ち』を表明しました。その後の政権も村山談話を踏襲することになっています。

自民党の新総裁に高市早苗氏が選ばれました。5人が立候補した総裁選挙の決選投票で、本命といわれた小泉進次郎氏を退けました。自民が掲げた解党的出直しとは程遠い二次麻生内閣の誕生と揶揄され、参院選惨敗の元凶といわれた『政治とカネ』の問題が置き去りにされた総裁誕生と評価されました。高市総裁は問題は決着がついたとの立場を公言していたのですが、公明党には新体制に対する強烈的拒否感がありました。総裁就任からわずか7日目で26年間続いた自公協力関係は崩壊し、少数与党の自民の政権基盤はさらにもろさを増すことになりました。

臨時国会の首相指名選挙を巡る与野党の多数派工作が、活発化しました。高市総裁は公明党の連立離脱をうけて、維新との連立を目指しました。局面打開を図りたい両党の思惑が一致し、急転直下維新の与党入りが決まりました。

高市氏は「奈良の女です。ヤマトの国で育ちました」と語りました。尊敬するサッチャー元英首相の異名『鉄の女』を引き合いに「試練を経れば、私は鉄の女を越え“鋼鉄之女”になる」と、周囲に強気の姿勢を見せていました。初の女性総理への執念と熱量で、『ガラスの天井』を突き破り上り詰める事が出来ました。

目次

ごあいさつ “鋼鉄之女”	…1P
税務カレンダー	…2P
2025年11月・12月の経理・税務チェックリスト	…3P
会計・税務のQ&A！	
“令和7年分年末調整”	…4・5・6P
お客様情報「業務レンタカー鹿児島指宿店」オープン	…7P
職員コラム 今月の担当：末川 智加	…7P
随想 “『民主主義のこと』	
上川路 美恵野”	…8P

今年も日本から生理学・医学賞の坂口志文氏と化学賞の北川進氏が、ノーベル賞を受賞することに決まりました。坂口氏と北川氏は同じ74歳で、同時期に京大に学び受賞につながった研究成果も、同時期に発表するなど共通点が多いといえます。坂口氏は『免疫反応を抑える免疫細胞は存在しない』と、冷ややかな目で見られ成果が国際的に長く認められませんでした。北川氏も『気体が入るとは信じられない』と、批判され続けてきました。2人が自説を科学的に証明するまで約20年、ノーベル賞の栄誉まで約40年の年月がかかりました。短期間での成果が求められる最近の日本の環境は、中国などに遠く遅れて先進国では最低ランクに転落して、危機的状況にあるようです。

ノーベル平和賞を受賞を、トランプ米大統領が熱望しています。中東外交で成果を上げ次はロシアを停戦させてと、息巻いてみせました。トランプ氏が取り組んだ数多くの紛争が終結し、平和の実現が目に見えてきた時に、ノーベル平和賞が舞い込んでくるかもしれません。

アサヒグループに発生したサイバー攻撃による被害は、復旧の目途が立っていないのです。「長引けば酒店からアサヒが消える日が来るかも知れない」との声もあります。さらに通販サイト大手のアスクルにも、魔の手が伸びています。デジタル化が加速する中で、企業の対策の難しさが浮き彫りになりました。（令和7年11月吉日）

2025年11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
						
9	10	11	12	13	14	15
						
16	17	18	19	20	21	22
						
23	24	25	26	27	28	29
						
30	12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6
						

11月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

〈9月決算会社申告書提出〉

12月1日まで

- ・9月決算法人の確定申告
- ・3月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 1 2月決算法人 第3 四半期分
 - 3月決算法人 第2 四半期分
 - 6月決算法人 第1 四半期分
- ・3・6・9・1 2月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4, 800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・特別農業所得者の予定納税額の納付
- ・所得税の予定納税額の納付（第2期分）

■ 11月中において各都道府県の条例で定める日

・個人事業税の第2期分の納付

2025年12月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
						
7	8	9	10	11	12	13
						
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
						
28	29	30	31	1/1	1/2	1/3
			正月休み			
1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9	1/10
						

12月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（当年6月～11月分）の納付

〈10月決算会社申告書提出〉

1月5日まで

- ・10月決算法人の確定申告
- ・4月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 1月決算法人 第3 四半期分
 - 4月決算法人 第2 四半期分
 - 7月決算法人 第1 四半期分
- ・1・4・7・10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・年税額4, 800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）

■ 本年最後の給与の支払を受ける日の前日まで

- ・給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出

■ 本年最後の給与の支払をする時

- ・給与所得の年末調整

■ 12月中の市町村条例で定める日

- ・固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付

2025年11月の経理・税務チェックリスト



Page 3
313 号

年末調整の準備

□ 年末調整は、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。従業員全員から申告書や必要資料を収集したり、所得税の精算をする必要があるため、かなりの時間と手間が必要となる業務です。

令和7年分については、基礎控除と給与所得控除の引き上げや特定親族特別控除の新設といった大きな変更点があります。令和7年分の年末調整の変更点を確認し、スムーズに年末調整を終えられるよう、しっかりと準備していきましょう。

※4～6ページの会計・税務のQ & A！「『令和7年分年末調整』もご確認ください

年末賞与の支払準備

□ 今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行う必要があります。

売掛金の回収

□ 年末から年度末にかけての資金繰りを確保するためにも、得意先管理を徹底して売掛金の回収に努める必要があります。営業に対して売掛金の回収状況などをまとめた資料を提出するなどのサポートを行いましょう。

年末の多忙時の対策

□ これから年末にかけて特に忙しくなり、思いがけない処理の誤りが生じがちです。日常的な業務も気を抜かず、スケジュールを立てて事前準備とダブルチェックを加えるなど、ミスが起こりにくい体制を整えましょう。

2025年12月の経理・税務チェックリスト

年末調整の実施

□ 年末調整の計算月です。年末調整事務に際しては、申告書や必要書類を各社員から提出してもらう必要があります。また、必要に応じて従業員等のマイナンバーの収集及び本人確認の実施も行わなければなりません。取扱のルールを確認し慎重に行いましょう。書類の最終確認や最終給与の決定など業務が重なりますので、作業スケジュールを作成し、進捗管理をしておくことが重要です。

新年度の源泉徴収事務の準備

□ 給与計算の他、源泉徴収は1月からまた新しい年度がスタートします。記載事項に変更がないかどうか、必ず新年度の扶養控除等申告書で確認しましょう。また、当年分の締めくくりとして、支払調書・源泉徴収票などの提出、その合計となる法定調書の提出(1月)に向け、早めに準備をしましょう。

賞与支払届の提出

□ 賞与を支払ったときは、「賞与支払届」を5日以内に年金事務所(健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)へ届け出る必要があります。

会計・税務のQ & A！



テーマ『令和7年分年末調整』

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。国税庁のホームページに年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など公表されていますので、早めの準備をしていきましょう。

国税庁HP参照

令和7年分年末調整 主な改正事項

基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、**基礎控除額が改正**されました。

合計所得金額	132万円以下	132万円超 336万円以下	336万円超 489万円以下	489万円超 655万円以下	655万円超 2,350万円以下
控除額	95万円	88万円	68万円	63万円	58万円

(注) 1 合計所得金額655万円以下の控除額は、所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が55万円から**65万円に引き上げ**られました。

(注) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

扶養親族等の所得要件の改正

扶養控除等の対象となる扶養親族の所得要件が48万円以下から**58万円以下**に引き上げられるなど、**所得要件が改正**されました。

扶養親族等の区分	所得要件(※)
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下
勤労学生	85万円以下

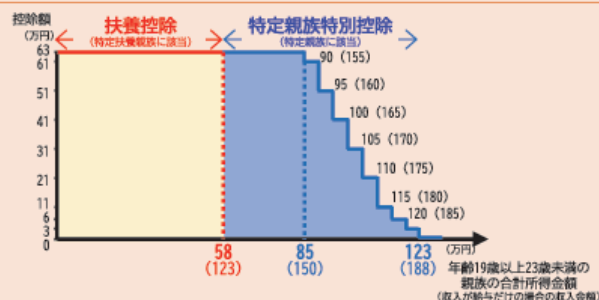
(※) 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については親所得金額等の合計額)の要件をいいます。

特定親族特別控除の創設

所得者が生計を一にする**年齢19歳以上23歳未満**の親族(注)を有する場合に受けられる控除として、**特定親族特別控除が創設**されました。

(注) 里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。

控除額は、その親族の合計所得金額に応じ、右図のとおりとなります。



《年末調整における留意事項》

- ① 従業員の方に、改正により**新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか**確認してください(改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がある場合には、「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けてください。)
- ② **特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員の方から**、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。
- ③ **改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて**、年末調整の計算をしてください。



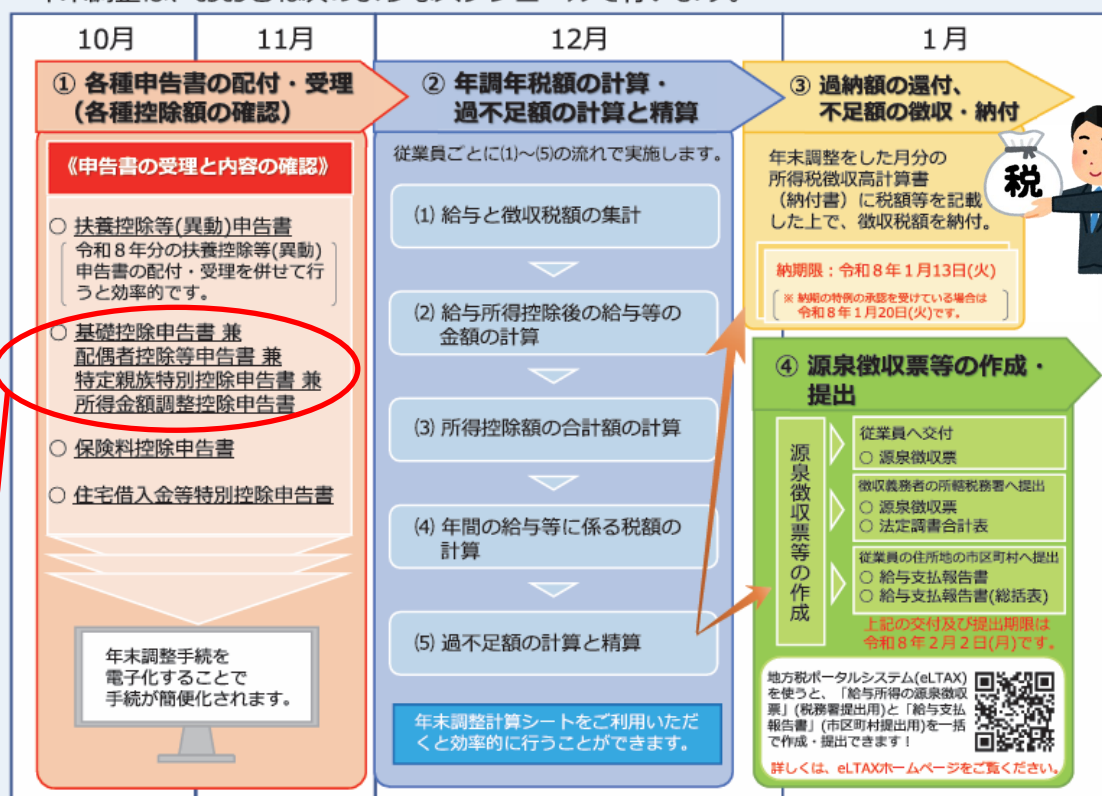
★給与の支払を受ける人に、改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか確認してください(改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がある場合には、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けてください。)

★特定親族特別控除の適用を受けようとする給与の支払を受ける人から、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。

★改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、年末調整の計算をしてください。

●年末調整のスケジュール

年末調整は、おおむね次のようなスケジュールで行います。



令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書
基礎控除、配偶者控除、特定親族特別控除、所得金額調整控除をまとめて申告

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

基礎控除申告書

配偶者控除等申告書

特定親族特別控除申告書

所得金額調整控除申告書

令和7年分から新設

【特定親族特別控除】

「特定親族」とは、あなたと生計を
一にする年齢19歳以上23歳未満の
親族(児童福祉法の規定により養育
を委託された いわゆる里子を含み、
配偶者、青色事業専従者として給与
の支払を受ける人及び白色事業専従
者を除きます。)で合計所 得金額が
58万円超123万円以下(給与所得
だけの場合は、給与の収入金額が
123万円超188万円以下)の人をい
います。

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の(1)をご確認ください。

特定親族の氏名	特定親族の個人番号	あなたとの続柄	特定親族の生年月日 (平成15.12生~平成19.11生)	あなたと特定親族の住所又は居所 異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族 生計を一にする事実	特定親族の本年中の 合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
1			平成 年 月 日			円	円
2			平成 年 月 日			円	円

○ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

※「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

●令和7年分年末調整 Q & A

年末調整について、比較的多く寄せられる質問等をピックアップしました。国税庁HP「令和7年分 年末調整 Q&A」等にてご確認ください。

[Q] いわゆる共働きの世帯で、扶養親族に該当する20歳の子がいる場合、扶養控除の適用については夫婦のいずれかで受けることとなりますが、**所得金額調整控除**の適用についても夫婦のいずれかで受けることとなるのでしょうか。

[A] 同じ世帯に所得者が2人以上いる場合、これらの人の扶養親族に該当する人については、これらの人のうちいずれか1人の者の扶養親族にのみ該当するものとみなされるため、いわゆる共働きの世帯の場合、1人の扶養親族に係る扶養控除の適用については、夫婦のいずれかで受けることとなります。

他方、**所得金額調整控除**の適用については、扶養控除と異なり、いずれか1人の扶養親族にのみ該当するものとみなされませんので、これらの人はいずれも扶養親族を有することとなります。そのため、いわゆる共働きの世帯で、扶養親族に該当する年齢23歳未満の子がいる場合、夫婦の双方で**所得金額調整控除**の適用を受けることができます。

[Q] 当社の従業員Aは、国内で離れて暮らす両親を控除対象扶養親族として「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載しています。別居している親族を控除対象扶養親族としてもよいのでしょうか。

[A] 別居している親族であっても所得者本人の扶養控除の対象とすることは可能ですが、その場合、別居している親族に対して常に生活費、療養費等の送金が行われているなど、所得者本人と生計を一にしている必要があります。

(注) 扶養控除の計算を正しく行うため、銀行振込や現金書留により送金している事実を振込票や書留の写しなどの提示を受けて確認することをお勧めします。

なお、国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受けるためには、当該親族に関する「親族関係書類」(その親族が年齢30歳以上70歳未満の人で、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人である場合には、「親族関係書類」に加えて、「留学ビザ等書類」)及び「送金関係書類」(その親族が年齢30歳以上70歳未満の人で、所得者から本年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている場合には「38万円送金書類」)が必要となります。

[Q] 年末調整による超過額が多かったので1月に納付する税額はありません。この場合、所得税徴収高計算書(納付書)は税務署に提出しなくてよいでしょうか。

[A] たとえ1月に納付する税額がなくても、所得税徴収高計算書(納付書)は、所要事項を記入して1月10日(納期の特例の承認を受けている場合は1月20日、また、それらの日が日曜日、祝日などの休日に当たる場合や土曜日に当たる場合にはそれらの休日明けの日)までに税務署に提出してください。

なお、納付税額がない所得税徴収高計算書(納付書)は金融機関で取り扱いませんので、所轄の税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出するようお願いします。

【年末調整関連スケジュール】

- ◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限
→ **令和8年1月13日(火)**
- ◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限 (納期の特例の適用がある場合)
→ **令和8年1月20日(火)**
- ◎ 給与所得の源泉徴収票などの法定調書の提出期限
→ **令和8年2月2日(月)**

格安・長期・マンスリー

指宿店 NEW OPEN!



業務レンタカー

長く借りても安い!
個人のお客様大歓迎!

2025年9月25日(木)業務レンタカー鹿児島指宿店がオープンいたしました。

全車にETCを標準装備しており、1日880円(税込)~1ヶ月26,400円(税込)の低価格で、中長期のレンタルを得意としております。

「鹿児島で格安レンタカーを探している方」「マンスリーレンタカーをお得に利用したい方」に最適なお店です。JR指宿駅からの送迎も行っております。(要予約)

鹿児島でレンタカーを借りるなら、ぜひ 業務レンタカー鹿児島・指宿店へ!



業務レンタカー鹿児島指宿店は
JR指宿駅からの送迎車あります

要予約

☑月極レンタルが圧倒的にお得!

A1クラスなら 1か月 26,400円(税込)=1日あたり880円!

☑料金は“日単位”でシンプル計算

時間貸しより断然お得!

・2日=2泊3日 ・3日=3泊4日 ・1週間=7泊8日 ・2週間=14泊15日
・1か月=30泊31日 ・2か月=60泊61日

☑WEB予約が一番お得!

初めての方は WEB予約限定で初回3,000円割引(A1・B1クラス除く)。
電話予約は割引対象外なのでご注意ください。

☑無人返却でラクラク!

返却時間を気にせず、返却日の24時までに戻せば追加料金なし。
「渋滞で返却が遅れた…」という心配も不要です。

グッドアコム株式会社 業務レンタカー鹿児島
鹿児島指宿店
指宿駅から徒歩8分!

〒891-0403
鹿児島県指宿市十二町2560-4
TEL:050-5830-5201

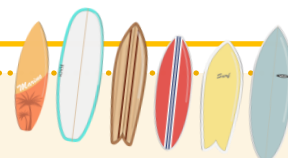
ご予約はWebから24時間受付中!

【営業時間】
10:00~18:00
定休日:日・祝

職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつ「わたしのおすすめ!」を紹介していきます。

職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆



テーマ:「サーフィン」

今月の担当: 経営支援部 末川 智加

「新しい趣味みつけたくない?」この何気ない会話の一言をきっかけに昨年の夏頃にサーフィンを始めました。

初めの頃は、サーフィンスクールに行きボードの使い方・立ち方・進み方・漕ぎ方などを習いました。

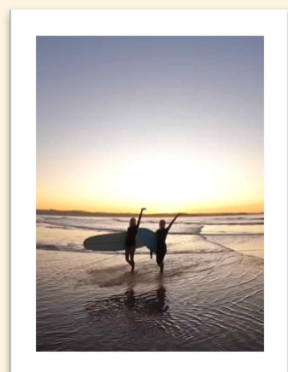
基本動作のひとつに手や腕を使い前進するパドリングがありその次に、テイクオフというパドリングをしながらサーフボードの上に立つ動作があります。これがなかなか難しくバランス感覚も試されるので、できるようになるまで時間がかかりました。たくさん練習をしていくうちに、一連の動作も習得できボードに乗れるようになり、達成感

を味わうことができました。

まだ技を決めるなど高度なことはできないですが、波に乗れるようになったので嬉しくて夢中になっています。

最近では、宮崎県にある青島や木崎浜・日南に友人と一緒にやってすることが多く、良い気分転換になっています。

寒くなるギリギリまでサーフィンを楽しみたいと思います!



随想『民主主義のこと』 上川路美恵野

先月半ば、残暑真っ盛りからいきなりの寒気の来襲に慌てて衣服の調整をし、今年一年が終盤に向かっていくことを意識しました。

11月3日は、文化の日でした。昭和21年11月3日に日本国憲法が公布されたことを記念し、「自由と平和を愛し、文化をすすめる」ことを目的として国民の祝日となりました。

日本国憲法の根幹に「民主主義」があります。「主権が国民に存すること」を明記し、国の最終的な決定権は国民にあると定め、自由や平等などの基本的人権の尊重を定めています。

さて、そこで質問です。

「あなたにとって民主主義とはなんですか」

とっさに答えられる人はどのくらいいるのでしょうか。私も言葉に詰まりました。民主主義が何か、は、教科書的に答えられても「私にとって」何かなどと考えたことはありません。

この質問は、森絵都さんの小説「デモクラシーのいろは（角川書店）」の中で問われるものです。本の帯に「うち、知りたいんです。民主主義って何なのか」と書いてあり、折しも自民党総裁選挙が行われていたり、地方自治体の首長の不祥事が話題となっていたりしていたので興味を持ち読みました。

戦後、日本民主化政策が進まないことに焦ったGHQが若い女性たちを集めて日系二世の青年を講師に“民主主義のレッスン”を行う、という物語です。

「人は自分に都合のいい物語を他者に押しつけます。それを、そのまま信じて受け入れるのは危険です。民主主義の基本は、君たちが、自分自身で考えた物語を生きることです」と講師となった青年は伝えます。

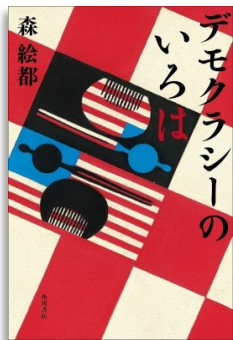
生徒となった女性たちは、最初はとまどいながらも自分たちの頭で考え、自分たちの言葉で語り、自分たちの意思によってレッスンの流れを変えていき「あなたにとって民主主義とはなんですか」という最後の問いに各々の答えを出しました。

私は「民主主義」の国で生まれ育ちましたが、それが何かということは真面目に考えてこなかったように思います。

民主主義とは、自分たちの社会の在り方を自分たちの意思で決めるということですが、自分で考えて自分で決めるというのは、案外面倒で労力がかかります。だから、その努力を放棄して誰かの決めたストーリーに流されてしまうことになりがちです。情報技術の発達やSNSの普及、AIの浸透などは便利ですが、情報を受信することで精いっぱい、自分で考える機会を減らす要因にもなっているように思います。

もちろん、民主主義も万能ではなく、資本主義と結びつくことで格差の拡大、環境破壊の進展など負の面もあります。しかし、私たちが暮らす社会をどのようにしていきたいのか、誰かに強制されるのではなく、一人一人が考える権利を持っているというのは、やはりありがたいことなのだと思います。

「あなたにとって民主主義とはなんですか」の問いを真面目に考えてみる文化の日です。



デモクラシーのいろは
著者 森 絵都
出版社 KADOKAWA



美恵野

樹々も吾も大慌てなる冬支度

連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

(旧 甲南永山事務所)

Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集後記

今年も残すところあと50日ほどとなりました。急に冷え込む日が増え、空気が乾燥するようになりました。空気が乾燥すると、喉や鼻の粘膜のバリア機能が低下し、ウイルスや細菌に感染しやすくなるそうです。加湿器を使用したり、こまめに水分補給したりして、乾燥から身を守り、体調管理に努めていきましょう。

編集委員 上川路美恵野 清水 関 鶴田 畠中(由) 福留

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

